

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第 1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づく審査

第 2 審査の対象

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 3 審査の着眼点

全国都市監査委員会が定める実務ガイドライン「監査等の着眼点」の「第 10 節 健全化判断比率等審査の着眼点」に基づき審査を行った。

第 4 審査の主な実施内容

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が財政健全化法に基づき適正に作成されているかどうかを確認するために、算定の基礎となる事項を記載した書類と関係諸帳簿及び資料との照合を行ったほか、関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

第 5 審査の実施場所及び日程

審査実施場所 監査事務局及び河東支所内会議室

審査実施日程 令和 8 年 7 月 15 日から同年 8 月 7 日まで

第 6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類については、いずれも適正に作成されているものと認められた。

1 財政健全化法第 3 条第 1 項に定める健全化判断比率

（単位：％）

項 目	本市の状況		法に定める基準 （令和 7 年度）	
	令和 7 年度	令和 6 年度	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実 質 赤 字 比 率	－	－	11.78	20.00
連結実質赤字比率	－	－	16.78	30.00
実 質 公 債 費 比 率	5.4	5.2	25.00	35.00
将 来 負 担 比 率	68.6	38.8	350.00	

（注）実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額又は連結実質赤字額がないため、「－」で表記した。

2 財政健全化法第 22 条第 2 項に定める資金不足比率

(単位：％)

会計名	令和 7 年度	令和 6 年度	経営健全化 基 準
水道事業会計	－	－	20.0
簡易水道事業会計	－	－	20.0
下水道事業会計	－	－	20.0
観光施設事業特別会計	－	－	20.0
地方卸売市場事業特別会計	－	－	20.0
三本松地区宅地整備事業特別会計	－	－	20.0
工業団地整備事業特別会計	－	－	20.0

(注) 資金不足額がないため、「－」で表記した。

第 7 審査の意見

健全化判断比率及び資金不足比率については、早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、財政健全化法に基づく財政健全化計画及び経営健全化計画の策定は必要とされず、いずれも問題は見受けられない。以下に、それぞれの比率について意見を述べる。

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象に算定するものであり、ここで生じた赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で表したものである。

令和 7 年度の決算では、実質収支額が黒字のため実質赤字比率は算定されないことから、問題は生じていない。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、市の全会計（一般会計及び公営企業会計を含む全特別会計）の赤字や黒字を合算し、市全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを表したものである。

令和 7 年度の決算では、全ての会計が実質黒字となっており、それらを合算した結果、連結実質赤字比率は算定されないことから、問題は生じていない。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する市及び一部事務組合等の元利償還金及びそれに準じた経費等を対象に算定するもので、市の借入金に係る当該年

度の返済額の大きさを標準財政規模に対する割合で表したものである。

この比率は、令和５年度から令和７年度までの３か年の単年度実質公債費比率の平均値から算出するが、令和７年度は５.４％となり、令和６年度の５.２％から０.２ポイント増加した。令和７年度の実質公債費比率は、早期健全化基準の２５.０％を下回っていることから、問題は生じていないが、本市の財政規律の指標としている概ね６％とする基準を堅持していくため中長期的な視点を持った財政運営が求められる。

なお、令和７年度単年度の実質公債費比率は６.０％であり、令和６年度の５.６％から０.４ポイント増加している。増加の要因としては、比率の算定にあたり、分母の構成要素である「標準税収入額等」や「普通交付税額」の増により分母が増加した一方で、分子の構成要素において、市役所新庁舎整備に伴う一般会計等の元利償還金が増加したこと、並びに会津若松地方広域市町村圏整備組合の償還金（新ごみ焼却施設整備）に充てられる「一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金」が大幅に増加したことにより、分子の増加率が分母の増加率を上回ったことが理由として挙げられる。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が負担すべき市及び一部事務組合並びに地方公社等の将来的な負担を算定するもので、市の現在抱える負債の大きさを標準財政規模に対する割合で表したものである。

令和７年度の将来負担比率は６８.６％となり、令和６年度の３８.８％と比較して２９.８ポイント増加したが、引き続き早期健全化基準の３５０.０％を下回っていることから、問題は生じていない。

なお、将来負担比率が増加（上昇）した主な要因は、比率の算定にあたり、分母の構成要素である標準財政規模が増加したものの、分子の構成要素において、会津若松地方広域市町村圏整備組合の新ごみ焼却施設整備に伴う地方債の借入れに伴い「組合負担等見込額」が大幅に増加したことによる。また、控除対象となる「充当可能基金」が、市役所新庁舎整備に伴う庁舎整備基金や公共施設整備等基金残高の取り崩しにより減少したことも起因している。

実質公債費比率及び将来負担比率については、今後も、本市における庁舎整備事業等に係る元利償還金の増加や会津若松地方広域市町村圏整備組合における廃棄物処理施設等の整備による組合公債費に係る負担金の増加が見込まれることから、比率の動向に十分留意されたい。

2 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計（第６の２の表に掲げられた特別会計）ごとに、公営企業の資金不足額を事業の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを表したものである。

令和７年度の決算では、全ての会計において資金不足額が生じておらず、資金不足比率は算定されないことから、問題は生じていない。